

原子力災害対策

我が国の原子力災害対策は、平成11年9月30日、茨城県内のウラン加工施設において、一般人を含む多数の被ばくを伴う国内初の臨界事故が発生したことを契機に制定された**原子力災害対策特別措置法**（以下「原災法」という。）において、初動対応における国と自治体との連携強化、原子力災害の特殊性を踏まえた国の緊急時対応体制の強化、事業者の責務の明確化等が規定されていました。

しかし、23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とする福島第一原子力発電所事故は、自然災害に端を発して複数の原子炉が過酷事故（シビアアクシデント）に至ったものであり、長期間にわたる住民の避難や食物の摂取制限等、多方面に大きな課題を残すことになりました。

これらを踏まえ、国に**原子力防災会議**及び**原子力規制委員会**が設置されたほか、原災法の改正、防災基本計画の修正、原子力規制委員会による**原子力災害対策指針**の策定等が行われ、原子力災害対策が抜本的に見直されることになりました。

警察では、組織改編や増員、装備資機材の整備・拡充、実践的訓練の実施等により、原子力災害対策を強化しました。また、25年1月の防災業務計画の修正において、原子力災害への対応力強化のための対策を定めました。これを踏まえ、都道府県警察においては、関係自治体、原子力事業者等と連携し、地域防災計画の修正を始めとする原子力災害対策の強化を図っています。



福島第一原発周辺における警察部隊の活動状況



関係機関参加による原子力総合防災訓練の状況



原子力災害対策用資機材の活用状況